

鶴見大学硬式野球部後援会 会則

平成25年4月1日
施行

(名 称)

第1条 本会は、鶴見大学硬式野球部後援会と称す。

(目 的)

第2条 本会は、鶴見大学硬式野球部（以下「野球部」という。）の支援及び会員相互のコミュニケーションを図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野球部の活動及び試合の応援と激励
- (2) 野球部に対する支援
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

(事務局)

第4条 本会の事務局を横浜市鶴見区鶴見2-1-3 鶴見大学内に置く。

(会 員)

第5条 本会は、野球部の活動に深く理解し、支援できる会員をもって組織する。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 顧問 若干名
- (4) 監査 2名
- (5) 幹事 若干名

(役員任期及び選任)

第8条 役員任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合は、総会の議を経て、会員の中から任命する。

2 会長は、役員会の議を経て、選任する。副会長、顧問、監査及び幹事は、役員会の議を経て、会長が任命する。

(役員任務)

第9条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 顧問は、会長の諮問に応じ、本会に助言を与える。
- (4) 監査は、本会の事業及び会計の監査を行う。
- (5) 幹事は、本会の運営を補佐し、会計及び庶務の事務を行う。

(役員会)

第10条 本会に役員会を設け、役員をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

3 役員会は、次の事項を協議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の決議事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(4) その他会長、副会長が必要と認めた事項

(役員会の定足数及び議決)

第11条 役員会は、役員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状による出席を認める。

2 役員会の議決は、出席者の過半数の同意により決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第12条 本会に総会を設け、会員をもって構成する。

2 総会は、年1回開催するものとし、必要な場合は、臨時総会を開くことができ、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長が務める。

4 総会は、次の事項を協議する。

(1) 諸規則の改廃

(2) 役員を選任

(3) 事業及び会計

(4) 鶴見大学硬式野球部の活動報告

(5) その他本会の事業に関する重要事項で、役員会において必要と認めた事項

5 総会には、鶴見大学硬式野球部との連絡を密にするため、野球部長・監督等を招聘することができる。

(総会の議決)

第13条 総会の議決は、出席者の過半数の同意により決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費及び会計)

第14条 本会の事業費は、会員の会費、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(会費)

第15条 会費は年会費とし、鶴見大学硬式野球部細則に定める。

(施行細則)

第16条 この会則に定めのない事項は、細則をもって定める。

2 細則は、役員会をもって決定できるものとする。

附則

本会設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長	新井	高
副会長	川崎	文嗣
副会長	渡辺	裕也
顧問	中根	正賢
同	落合	一恵
同	高田	信敬
同	小林	馨
同	渡辺	孝章
同	中川	博夫
同	小島	信道
同	黒井	和男
同	門井昇二郎	
監査	吉田	道彦
同	深田	潤
幹事	徳丸	哲也
同	雲林院	麻斗
同	本萱	パトリック

附則

本会則は、平成25年4月1日から施行する。

鶴見大学硬式野球部後援会 細則

平成25年4月1日
施行

- 第1条 この細則は、鶴見大学硬式野球部後援会会則第16条の規定に基づき、必要事項を定めることを目的とする。
- 第2条 本会の入会は任意とし、別紙様式第1号「入会申込書」の提出及び会費の納付をもって会員となることができる。
- 第3条 本会の退会は、別紙様式第2号「退会届」の提出をもって会員の身分を失うものとする。
- 第4条 本会の入会后、3年間会費の納入がない場合は、退会の意思があるものとして退会させることがある。
- 第5条 本会の会費は、年3,000円を1口とし、1口以上とする。
- 第6条 この細則の改正は、総会及び役員会の議を経て、会長が行う。

附則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。